

高度管理医療機器等販売業・貸与業許可証

氏 名 ディービーエックス株式会社
(法人にあっては、名称)

営 業 所 の 名 称 ディービーエックス株式会社 広島営業所

営 業 所 の 所 在 地 広島市西区楠木町二丁目13番19号 KS
ビル

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する
法律第39条第1項の規定により高度管理医療機器等の販売業・貸
与業の許可を受けた者であることを証明する。

令 和 6 年 6 月 1 1 日

広島市保健所長 上田 久仁子



令 和 6 年 7 月 7 日 から

有効期間

令 和 1 2 年 7 月 6 日 まで

(教示)

この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、広島市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることはできません。）

また、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、広島市を被告（訴訟において広島市を代表する者は広島市長となります。）として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（審査請求をしたときは、裁決の日）の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することはできません。）